

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって招集されました平成26年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。
直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
1番 熊木 恵子議員、2番 佐藤 正一議員。以上ご兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は5月22日、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は5月22日、本日1日限りと決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成26年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会臨時会に当たり2件の行政報告を行います。
初めに、灯油購入費助成金支給事業「あったか灯油支給事業」の平成25年度の実施結果についてご報告申し上げます。今冬の灯油価格高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象に実施いたしました本事業につきましては、1月6日から3月31日までの受付期間において、申請件数が259件あり、そのうち支給決定件数が235件、事業費総額235万円で、昨年度と比較し、6件、6万円の増となったところでございます。増加となった主な理由といたしましては、高齢者世帯に同居している方も含め、世帯全体が非課税の場合、新たに支給対象としたことによるもので、対象世帯は8件ございました。
次に、本年度からの新規事業であります「中学生国際留学プログラム事業」についてご報告申し上げます。本町の中学生を外国の現地学校に短期留学させ、生きた英語力を身につける本事業につきましては、参加要件は英語検定3級以上の取得ですが、現時点で要件を満たす生徒全員

が参加申し込みされ、2年生の女子1名、3年生の男子1名、同じく3年生の女子2名、計4名の生徒を8月9日から8月22日の14日間の日程でカナダに派遣することを決定したところでございます。なお、派遣に向けての事前研修として、出発までの5月から7月の期間において、保護者を含めた2回のオリエンテーションと、海外での研修に備えて外国語指導助手と中学校の英語教諭による3回の英語レッスンを予定しております。派遣生徒にとりまして、生涯の経験になりますよう、安全対策を含め諸準備を進めてまいります。以上、一般行政報告といたします。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度南幌町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成25年度南幌町一般会計補正予算（第7号）であり、歳入では配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税最終確定に伴う追加及び地方譲与税の減額、並びに歳出では北海道市町村備荒資金組合納付金、財政調整基金積立金の追加、庁舎耐震改修工事、子宮頸がん予防接種委託料、南空知公衆衛生組合負担金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,400万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,812万2,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第34号 専決処分書の平成25年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を行います。なお、今回の補正予算につきましては、主に各種交付金並びに特別交付税などの確定により精査したもので、その結果、1億3,899万8,000円の余剰財源が確保されたことから、備荒資金組合の積立納付と財政調整基金への積み立てを行い、整理をするものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。15ページをごらんください。2款総務費1項3目財産管理費、補正額1億2,554万3,000円の追加でございます。庁舎管理経費で庁舎耐震改修工事1,078万1,000円の減額です。確定によるものです。財産管理経費で鶴城小学校跡地工作物移転及び解体工事120万8,000円の減額です。同じく確定によるものです。北海道市町村備荒資金組合納付金1億円の追加です。余剰財源を積立てるもので、これにより総額は3億5,300万円の見込みとなります。積立金で基金繰替運用利子積立金146万6,000円の減額です。確定によるものです。財政調整基金積立金で3,899万8,000円の追加です。余剰財源を積立てるもので、平成25

年度末残高は10億4,500万円の見込みとなります。

4目企画振興費、補正額136万2,000円の減額でございます。生活路線等交通対策事業で町内巡回バス負担金136万2,000円の減額です。昨年10月よりフィーダー系統の補助採択となったことから精査するものです。

8目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次ページに参ります。4項2目参議院議員選挙費、補正額54万9,000円の減額でございます。参議院議員選挙事業でそれぞれ精査によるものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額197万1,000円の減額でございます。成人保健事業で過年度返還金21万9,000円の追加です。感染症予防事業で予防接種等219万円の減額です。主に子宮頸がんワクチンの接種勧奨差し控えの影響によるもので、昨年6月以降の受診者は1名となっています。

次ページに参ります。2項1目じん芥処理費、補正額519万4,000円の減額でございます。南空知公衆衛生組合負担金で519万4,000円の減額です。確定によるものです。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

9款教育費1項4目教育財産管理費、同じく補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次ページに参ります。10款公債費1項2目利子、補正額246万6,000円の減額でございます。地方債利子償還費で246万6,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。

次に歳入の説明を行います。10ページをごらんください。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額72万円の追加でございます。確定によるものです。

2項1目自動車重量譲与税、補正額498万6,000円の減額でございます。同じく確定によるものです。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金、補正額4万1,000円の減額でございます。同じく確定によるものです。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額180万1,000円の追加でございます。同じく確定によるものです。

次ページに参ります。5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額247万2,000円の追加でございます。同じく確定によるものです。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額374万2,000円の追加でございます。同じく確定によるものです。

7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額50万5,000円の追加でございます。同じく確定によるものです。

8 款自動車取得税交付金 1 項 1 目自動車取得税交付金、補正額 5 8 2 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。同じく確定によるものです。

次ページに参ります。1 0 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 1 億 1, 6 1 5 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。1 節地方交付税で特別交付税の確定により追加するもので、交付総額につきましては、3 億 6, 6 1 5 万 7, 0 0 0 円でございます。

1 1 款交通安全対策特別交付金 1 項 1 目交通安全対策特別交付金、補正額 1 3 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。同じく確定によるものです。

1 4 款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 5 8 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。1 節総務管理費国庫補助金で 5 8 万 7, 0 0 0 円の追加です。住宅・建築物安全ストック形成事業補助金で生涯学習センター耐震診断に係る補助金の確定によるものです。

4 目土木費国庫補助金、補正額 9 7 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。1 節社会資本整備国庫補助金で 9 7 万 7, 0 0 0 円の追加です。元町公営住宅改修に係る交付金の確定によるものです。

次ページに参ります。3 項 1 目総務費委託金、補正額 1 9 2 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。3 節選挙費委託金で 1 9 2 万 7, 0 0 0 円の減額です。確定によるものです。

2 目民生費委託金、補正額 3 3 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。1 節社会福祉費委託金で 3 3 万 3, 0 0 0 円の追加です。同じく確定によるものです。

1 5 款道支出金 2 項 2 目民生費道補助金、補正額 1 0 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。1 節障がい者福祉費道補助金で 1 0 万 1, 0 0 0 円の追加です。地域づくり総合交付金の助成対象となったことから追加するものです。

1 6 款財産収入 1 項 3 目基金繰替運用収入、補正額 1 4 6 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。1 節基金繰替運用収入で 1 4 6 万 6, 0 0 0 円の減額です。確定によるものです。

次ページに参ります。1 8 款繰入金 1 項 4 目教育振興基金繰入金、補正額 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。1 節教育振興基金繰入金で 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額です。児童交流学習事業費の確定により精査するものです。

2 1 款町債 1 項 1 目総務債、補正額 1, 0 8 0 万円の減額でございます。1 節公共施設耐震改修事業債で 1, 0 8 0 万円の減額です。庁舎耐震改修事業費の確定によるものです。

次に、第 2 表、地方債補正の説明を行います。6 ページをごらんください。変更でございます。起債の目的は庁舎耐震改修事業で、補正前の限度額 1 億 5, 4 5 0 万円を補正後の限度額 1 億 4, 3 7 0 万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 4 0 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 6 4 億 2, 8 1 2 万 2, 0 0 0 円とするものです。以上で

議案第34号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度南幌町一般会計補正予算(第7号))は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第35号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため本案を提案するものであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、議案第35号 専決処分、町税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の町税条例等の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところでございます。本日の臨時議会においてこれらを報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、今回の地方税法の一部改正で町税条例に関する主な改正点でありますが、子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条文の整理並びに新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の創設でございます。なお、この度の地方税法の一部改正において、町税条例の改正が必要な主なものとして軽自動車税の税率改正及び軽自動車に係る経年車重課税、地方法人課税に係る法人税割の税率改正などがございますが、いずれも施行期日が平成26年10月1日及び平成27年4月1日以降となっておりますので、来る6月議会定例会において議決をいただく予定でございます。

それでは、別途配布いたしました議案第35号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線を付した箇所が改正部分でございます。

それでは、まず条例本則の改正についてご説明いたします。最初に第1条、町税条例の一部を改正する条例本則の改正についてご説明いたします。第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、より子育て支援事業を推進するため、小規模保育事業並びに認定子ども園事業に供する固定資産税の非課税規定を追加したことによるものでございます。

同じく第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定でございますが、第54条と同様に子ども・子育て支援法の改正に伴い、条文を追加するものでございます。

次ページに参ります。制定附則、旧条例第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定から、6ページの第6条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例の規定まででございますが、ここでは単に課税標準の計算細目を定めたものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

続いて7ページをごらんください。第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定でございます。法律改正に伴い適用年限を平成27年度までを平成30年度までの3年間延長するものでございます。

次に第10条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合の規定でございますが、これは公共下水道を使用する特定事業場が設置する除害施設における固定資産税等の課税標準の特例規定でございます。法律改正による条文の整理をするものでございます。

次に8ページをごらんください。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、法律改正に伴い耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額措置の創設により、条文を追加するものでございます。

次に第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例規定で、適用年限を平成26年度から平成29年度の3年間延長をするものでございます。

続いて9ページの下段でございます。第21条並びに次ページの第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、第21条では、より規定の明確化を行い、第21条の2では法律改正に伴い移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止により、条文の整理をしたものでございます。

次に11ページをごらんください。第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明します。初めに、制定附則第21条の2、先ほど10ページで説明しました旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、法律改正に伴い、条文の整理をしたもので

ございます。

次に、改正附則として、第1条では施行期日を定めており、12ページの第4号では法律改正に伴う条文を整理したものでございます。

次に、第3条では町民税に関する経過措置を定めており、第4項並びに第5項において法律改正による条文を整理したものでございます。

13ページをごらんください。最後に、改正附則についてご説明いたします。第1条では、施行期日を規定したものでございます。第2条では、町民税に関する経過措置を規定したものでございます。第3条では、固定資産に関する経過措置を規定したものでございます。以上で議案第35号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第36号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正並びに地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであります。本日の議会において報告し承認を求めるものでございます。

初めに改正点を申し上げます。1点目でございます。国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の保険

税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の見直しを行うものでございます。現行では医療分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護納付金分12万円、合計で上限額が77万円と定めておりますが、このたびの改正では、後期高齢者支援金分を2万円引き上げて16万円、介護納付金分を2万円引き上げて14万円、合計で81万円とするものでございます。

2点目は、国民健康保険税の減額判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると応益割である平等割と均等割について7割、5割、2割の減額措置が受けられますが、このたびの改正では、5割減額と2割減額の基準について拡充されることになり、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものです。

それでは、別途配布しました議案第36号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分です。

1ページでございます。第2条第3項は後期高齢者支援金等課税額の規定で、限度額を14万円から16万円に改正するものでございます。続きまして、第4項は介護納付金課税額の規定で、限度額を12万円から14万円に改正するものでございます。この改正による試算結果では、後期高齢者支援金等課税額の限度額世帯数は95世帯、改正前と比較しまして16世帯の減です。介護納付金課税額の限度額世帯数は32世帯、改正前と比較しまして11世帯の減となる見込みでございます。

続きまして、第23条は、特別徴収の対象被保険者の仮徴収の規定でございます。2ページに参ります。こちらは、地方税法施行規則の規定の整備に伴う適用条項の改正でございます。

続きまして、第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。第1項では第2条と同様に限度額を改正するものでございます。第2号は、5割減額の基準の改正でございます。現行では世帯の判定所得の算定においては被保険者の人数から納税義務者を除いて算定しておりましたが、改正後は納税義務者を含めた被保険者数で算定するものでございます。5割減額の基準改正につきましては、納税義務者分24万5,000円を上乗せして判定の対象となるということでございます。この改正による試算結果では、5割減額の対象世帯数は142世帯、改正前と比較しまして75世帯の増となる見込みでございます。続きまして、第3号は、2割減額の基準の改正でございます。2割減額の対象となる世帯の判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるものでございます。2割減額の基準改正につきましては1被保険者あたり10万円が上乗せされて判定の対象となるということでございます。この改正による試算結果では、2割減額の対象世帯数は137世帯で、改正前と比較しますと5割減額世帯に移行したこともあり7世帯の減となる見込みでございます。

3ページに参ります。附則としまして、第1項、この条例は、平成2

6年4月1日から施行する。第2項、改正後の国民健康保険税条例は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については従前の例による。以上で、議案第36号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程7 議案第37号 工事請負契約について(平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第37号 工事請負契約につきましては、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅改修工事に当たり、過日入札を執行したところであり、契約の内容につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、議案第37号 工事請負契約につきましてご説明をいたします。この工事につきましては、平成25年度社会資本整備総合交付金事業、3月補正で繰越明許により計上していたものを、この度、交付申請を行いまして入札に付した内容の件でございます。1 契約の目的、平成26年度南幌町元町団地町公営住宅(S59-1A・2A・共用)改修工事。2 契約の方法、指名競争入札による。7社指名によりまして、2回目の入札により落札をしております。3 契約金額、金6,318万円也、内消費税及び地方消費税の額468万円也でございます。工事の内容を申し上げます。本件の改修工事につきましては、昭和59年度に建設いたしました1棟4戸、3棟、計12戸の2階建て壁式軽量鉄筋コンクリート造でございます。平成22年度に長寿命化計画の策定を行いまして、昨年度、実施いたしました樹脂製二重サッシ工事と一連の工事でございます。本工事は、長寿命化工事といたしまして、住宅棟の屋根のガルバニウム鋼板の張りかえ及び外壁のアクリルシリコン樹脂吹き

つけ工事、さらに給排水管の取りかえを行い、居住性向上工事といたしまして、風呂のユニットバス化及び石油ボイラーの設置、さらに各戸ホームタンクの設置を行います。また、福祉対応工事といたしまして、外部出入口にスロープ、手すりの設置を行います。また、台所、脱衣所の器具の交換と、内装仕上げ材の部分的改修、外部、通路、物置などの改修を行うことを予定しております。4 契約の相手方、北海道江別市工栄町3番地5、武田建設工業株式会社、代表取締役 武田 司。参考といたしまして、工期は、この後、契約締結によりまして平成26年9月30日までとしております。以上で工事請負契約の内容につきましての説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第37号 工事請負契約について（平成26年度南幌町元町団地町公営住宅（S59-1A・2A・共用）改修工事）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時12分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

1 番 _____

2 番 _____